



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月13日(水)  
号 外  
第 6 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の廃止…………… 1
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止…………… 1
- 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例施行規則の廃止…………… 1

### 議 会

- 栃木県議会会議規則の一部改正…………… 2

## 規 則

### 栃木県規則第四号

栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則

栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十三年栃木県規則第六号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（税務課）

### 栃木県規則第五号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

#### 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年栃木県規則第六号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（高齢対策課）

### 栃木県規則第六号

栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例施行規則（昭和三十七年栃木県規則第八十一号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



は、第二十六条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票)

第二十九条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第三十一条 略

- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
- 3 略
- 4 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十二条 略

- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(委員長及び少数意見の報告)

第四十条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

- 2 第七十五条(少数意見の留保)第二項の規定による手続を行つた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。
- 3 前二項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。
- 4 略

(委員会の中間報告)

第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査のための付託)

第四十六条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。

は、第二十六条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第二十九条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第三十一条 略

- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にかつて指名する。
- 3 略
- 4 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十二条 略

- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(委員長及び少数意見の報告)

第四十条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第七十五条(少数意見の留保)第二項の手続を行つた者が少数意見の報告をする。

- 2 少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。
- 3 第一項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。
- 4 略

(委員会の中間報告)

第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査のための付託)

第四十六条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

る。

(発言の許可等)

**第四十八条** 発言は、全て 議長<sup>の</sup>許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 略

(発言の取消し又は訂正)

**第六十二条** 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て 自己の発言を取り消し、又は議長<sup>の</sup>許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 議員は、前項の規定により自己の発言を取り消し、又は訂正しようとするときは、当該発言の後できるだけ速やかに、議長にその旨を申し出なければならない。

(起立等による表決)

**第八十条** 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長<sup>の</sup>宣告に対し出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3・4 略

(選挙規定の準用)

**第八十三条** 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)第一項、第三十三条(選挙に関する疑義)及び第三十四条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(請願書の記載事項等)

**第八十七条** 略

2 略

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

**第八十七条の二** 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長<sup>の</sup>許可を得なければ

る。

(発言の許可等)

**第四十八条** 発言は、すべて 議長<sup>の</sup>許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の取消)

**第六十二条** 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。

2 議員は、前項の規定により自己の発言を取り消そうとするときは、当該発言の後できるだけ速やかに、議長にその旨を申し出なければならない。

(起立等による表決)

**第八十条** 議長が 表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長<sup>の</sup>宣告に対し出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3・4 略

(選挙規定の準用)

**第八十三条** 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)、第三十三条(選挙に関する疑義)及び第三十四条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(請願書の記載事項等)

**第八十七条** 略

2 略

ばならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

（請願の審査報告）

**第九十一条** 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

一・二 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 略

（議長及び副議長の辞職）

**第九十五条** 略

2 前項の辞表の提出があつたときは、その旨議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮つてその許否を決める。

（資格決定の要求）

**第九十七条** 法第二百二十七条第一項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

（議長の秩序保持権）

**第一百六条** 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

（会議録に掲載又は記録しない事項）

**第一百六条** 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十二条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載又は記録しない。

（会議規則の疑義）

**第一百二十条** この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決める。

**附 則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（請願の審査報告）

**第九十一条** 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

一・二 略

2 略

（議長及び副議長の辞職）

**第九十五条** 略

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議にはかつてその許否を決める。

（資格決定の要求）

**第九十七条** 法第二百二十七条第一項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

（議長の秩序保持権）

**第一百六条** すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

（会議録に掲載しない事項）

**第一百六条** 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十二条（発言の取消し）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議規則の疑義）

**第一百二十条** この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。